

# 公の施設からの暴力団排除

新潟市暴力団排除条例が平成 25 年 4 月 1 日から施行となります。  
新潟市暴力団排除条例の施行にあわせて、施設利用者をはじめ、  
市民の安心・安全に資することを目的として、  
新潟市が設置する公の施設において、  
『暴力団の利益となる利用』を排除する取組みをスタートします。



- **暴力団の利益となる利用を許可しません！**
- **許可後に暴力団の利益となることが判明した場合も、許可を取り消します！**
- **新潟県警察本部及び施設を管轄する警察署と連携して排除措置を実施します。**



# 新潟市暴力団排除条例

(公の施設の管理における措置)

## 第7条第2項

市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、公の施設の利用又は使用（公の施設において許可を受けて行う物品の販売その他の行為を含む。以下この項において同じ。）が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の利用又は使用の許可又は承認（以下「利用の許可等」という。）について定める他の条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく利用の許可等をせず、又はこれを取り消すことができる。

## 『暴力団の利益となる利用』の例

- コンサート、格闘技イベント等の興行で、暴力団が主催するもの又は暴力団の収益になると認められるもの
- 暴力団員による公園等への露店出店
- 暴力団組長等の襲名披露式
- 斎場における暴力団員等の組葬（式場の利用をいい、火葬場の利用は除く）
- 暴力団主催による、脱法行為の研究会その他公序良俗に反する会議

～ 利用者の皆様へのお願い ～

平成25年4月1日より、利用者から『暴力団の利益なる行為は行わない』旨の誓約書を提出していただく場合があります。（利用形態によります。）ご協力をお願いいたします。

### 新潟市暴力団排除条例に関する問い合わせ

新潟市市民生活部  
コミュニティ支援課安心安全推進室  
電話 025-226-1110  
FAX 025-228-2219  
Eメール [community@city.niigata.lg.jp](mailto:community@city.niigata.lg.jp)

### 暴力団に関する相談窓口

新潟県警察本部組織犯罪対策第二課  
電話 025-285-0110

新潟県暴力追放運動推進センター  
電話 025-281-8930